

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月 5 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第31号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
公 署	所在地	公 署	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
千厩警察署津谷川駐在所	一関市室根町津谷川	千厩警察署津谷川駐在所	一関市室根町津谷川
<u>大船渡地方振興局土木部津</u>	<u>気仙郡住田町下有住</u>		
<u>付ダム建設事務所</u>			
大船渡警察署上有住駐在所	気仙郡住田町上有住	大船渡警察署上有住駐在所	気仙郡住田町上有住
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成20年12月 8 日から施行する。